

平成22年度

回生電力貯蔵装置導入計画認定申請要領

国土交通省鉄道局

《はじめに》

公共輸送機関として、鉄道の担う役割は、地球環境保全意識の高まりと共に、近年その重要性が益々高まってきています。

このような状況の中、各鉄道事業者にとって、鉄道システムの効率化による更なるCO₂排出量削減は大きな課題となっているところです。

鉄道システムの効率化を図る手段の1つとして、鉄道車両の回生ブレーキの機能がありますが、回生ブレーキは、回生電力を吸収する車両が近くにいない場合には使用することができません。このため、輸送密度が比較的低い鉄道路線においては回生電力が使用されず失効してしまうという問題があり、回生ブレーキの機能が十分に発揮されないという現状があります。

このような問題を解決するための手段として、鉄道車両が回生ブレーキを使用することで発生する回生電力を貯蔵し、車両が加速のために電力を必要とする際に、貯蔵した電力を送り出す回生電力貯蔵装置があります。

平成21年度より、この回生電力貯蔵装置の導入促進を図るため、国土交通省の回生電力貯蔵装置導入計画認定書の交付を受け、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）の行う「エネルギー使用合理化事業者支援事業」の要件を満たす場合、NEDOの審査により、装置の導入にかかる費用の1/3以内を補助することになりました。

従って、このたび、平成22年度予算の成立を前提として、以下のとおり「回生電力貯蔵装置導入計画認定申請」の受付を行います。

NEDOへの補助申請を行う事業者は、申請に必要な「回生電力貯蔵装置導入計画認定書」について定めた本要領に従い、遺漏なきよう手続き願います。

I 回生電力貯蔵装置導入計画認定申請の要件

1. 補助対象事業

鉄道車両から発生する回生電力を吸収し、その電力を利用するための回生電力貯蔵装置を導入する事業であって、省エネルギー効果が高く、費用対効果等に優れており、CO₂削減の効果が認められるもの。

2. 申請資格者

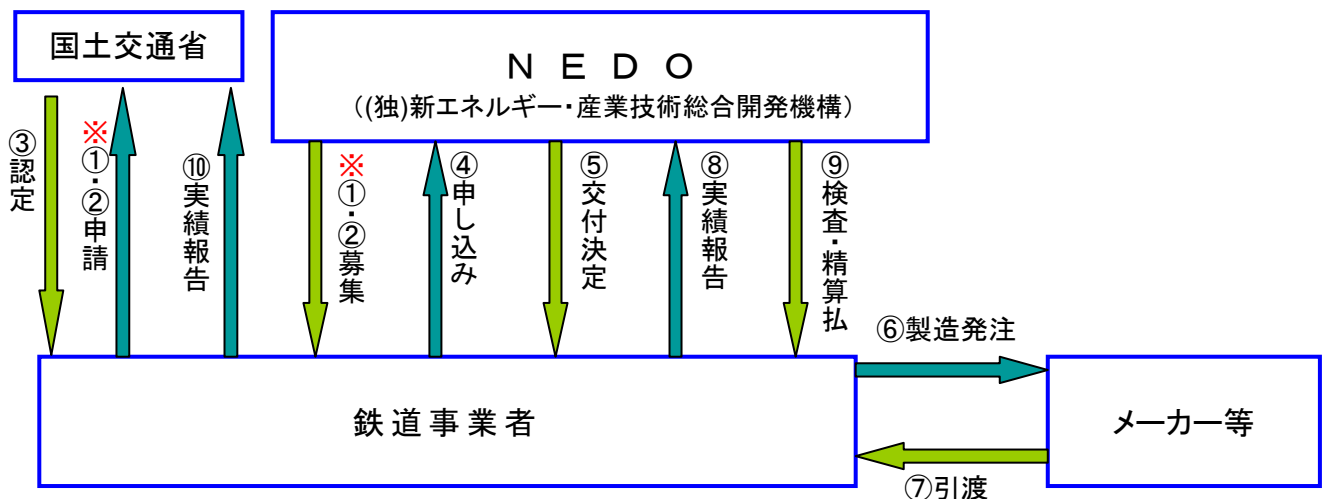
鉄道事業法第3条の規定により許可を受けた鉄道事業者又は軌道法第3条の規定により特許を受けた軌道経営者

3. 補助率

対象事業費の1/3以内（補助金の上限額：5億円以内／事業）

（※補助対象経費には「撤去費」は含まれません。）

II 事業のスキーム



※NEDOによる募集を待たずに国土交通省への申請を行うことは可能

III 申請の方法

1. NEDOによる公募について

上記IIの事業スキームのとおり、NEDOへの補助金申請の前に、国土交通省の認定が必要となります。認定後、NEDOへ補助金申請を行

うこととなりますので、補助金を申請しようとする者（以下、「申請者」という。）は、NEDOの補助事業の公募について、その申し込みに必要な事項等について内容を十分に理解した上で、国土交通省に対して認定申請書をご提出ください。

（参 考）NEDO技術開発機構ホームページ
<http://www.nedo.go.jp>

2. 認定申請期間

NEDO補助事業第一次公募に係るもの：

3月24日（水）から4月20日（火）

3. 認定申請書の提出

申請者は、申請の要件に合致している場合、「回生電力貯蔵装置導入計画認定申請書（様式1）」を、添付書類とともに国土交通省に提出してください。

（1）提出先 国土交通省鉄道局施設課

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

電話：03-5253-8111、8553 FAX：03-5253-1634

（2）提出方法 持参又は郵送とします。（持参の場合は、平日 10:00～17:00 の受付、郵送の場合は、当日消印有効。）

（3）提出部数 2部（原本1部、コピー1部）

4. 申請にあたっての留意点

① NEDOの交付決定日前において、発注、契約等を行っていた場合は、補助金が交付されません。

② 原則単年度事業とします。ただし、1年での実施が困難な場合、年度毎の発生経費を明確に区分した事業計画書（様式2）が提出され、国土交通省が認める場合（原則として補助対象事業費が1.5億円を超

える事業。1. 5億円未満の事業については個別に判断します。)は、複数年度にわたる事業とすることができます。

- ③ 補助事業に係る全ての支払いが原則平成23年1月31日までに完了しなければ、NEDOからの補助は受けられません。
- ④ 国土交通省及びNEDOに提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
- ⑤ NEDOの審査においては、技術の普及可能性・先端性が重要視されますのでご留意願います。

5. 認定書交付までの流れ

(1) 認定申請者の手続き

申請者は、申請の要件に合致している場合、「回生電力貯蔵装置導入計画認定申請書(様式1)」を添付資料とともに、国土交通省へ持参もしくは郵送にて申請します。

(2) 国土交通省の事務

- ① 回生電力貯蔵装置導入計画として認定するにふさわしい事業であるか否かを以下の評価項目に従って審査します。なお、必要に応じて事業内容等についてヒアリングを行う場合があります。
 - i) 事業の内容が申請の要件を全て満たしていること。
 - ii) 事業の全体計画が適切であること。
 - iii) 省エネ効果、費用対効果が正しく導かれていること。
 - iv) 省エネ率1%以上であること。
- ② 審査の結果、回生電力貯蔵装置導入計画として認定するにふさわしいと認められたものには、回生電力貯蔵装置導入計画認定書を交付します。(申請多数となる場合は、省エネ効果等の大きい事業について認定いたします)。

注(1) 認定書の交付を受けましたら、NEDOへ「補助金交付申請」を行うこととなりますので、NEDOの公募要領を熟読願います。

注(2) NEDOに対する補助金交付申請書の作成準備は、国土交通省からの認定書交付を待たず、事前に行ってください。

注(3) 国土交通省の認定を受けた事業であっても、必ずしもNEDOのエネルギー使用合理化事業者支援事業として採択されるとは限りません。

- ③ 国土交通省の認定後、NEDOのエネルギー使用合理化事業者支援事業として採択された場合、当該事業の進捗状況や回生電力貯蔵装置導入計画の妥当性等を把握するため、事業完了後から1年間の実績を記録し、速やかに報告すること。

なお、著しく省エネ効果を達成できていない事業については、認定を取り消す場合があります。

- ④ NEDOのエネルギー使用合理化事業者支援事業として採択された後、回生電力貯蔵装置導入計画の内容を変更する場合は、NEDO及び国土交通省に報告すること。

6. 提出書類と記入にあたり注意すべき点

(1) 申請書

- ・ 回生電力貯蔵装置導入計画認定申請書（様式1）
すべての項目に漏れなく記入し、押印ののち御提出ください。
なお、導入前の値は平成20年度（平成20年4月～平成21年3月）実績を別紙に基づき記載して下さい。

(2) 添付書類

① 認定申請書計算根拠説明書

- ・ 様式は任意ですが、回生電力貯蔵装置導入計画認定申請書の計算根拠を前提条件、計算方法等を示し明瞭かつ整然と記載することを要します。

②経費の見積書

- ・ N E D O への補助金申請予定額の根拠となる経費見込みをお示しください。様式は任意です。

③回生電力貯蔵装置の特性を証明する書類(図面又は写真を含む)

- ・ 様式は任意ですが、回生電力貯蔵装置導入計画認定申請書の計算根拠に関する特性を記したものであることを要します。

④車両キロの計算根拠を説明する書類

- ・ 様式は任意ですが、回生電力貯蔵装置導入計画認定申請書記載の車両キロを証するものであることを要します。

⑤事業計画書(様式2)

- ・ 1年での事業実施が困難な場合、ご提出ください。
- ・ 原則として補助対象事業が1.5億円を超える事業とします。

○回生電力貯蔵装置導入による省エネ効果算出の考え方

対象範囲の変電所が消費する電気使用量の合計を対象とし、導入前・導入後の電気使用量、車両キロから省エネ効果量、省エネ率を算出。

・機器導入例

